

## 訓 令

### 埼玉県監査委員 埼玉県代表監査委員 訓令第一号

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十四日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	佐野勝正
埼玉県監査委員	高橋政雄
埼玉県監査委員	新井一徳
埼玉県代表監査委員	山本光紀

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程（昭和五十九年

埼玉県監

査委員

訓令第一号)の一部を次のように改正する。

査委員

別表第一の一一般の事務の事務局長専決事項の欄14中「24」を「25」に改め、同欄17中「23」を「24」に改め、同欄18中「10」を「9」に改め、同欄21中「16」を「15」に改め、同欄27中「22」を「23」に改め、同欄34中「29」を「30」に改め、50を削除する。二事務局の職員の服務等に関する事務の事務局長専決事項の欄13中「配偶者同行休業条例において準用する場合を含む。」を「配偶者同行休業条例第六条第二項において準用する場合を含む。」に改める。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。